

傷病手当金の支給について

病気やケガで休職等になった場合は、傷病手当金を請求することができます

■ 支給要件

在職中

組合員が、公務によらない病気やケガの療養のため勤務することができなくなり、そのため給料が支給されなくなったとき

退職後

1年以上組合員であった人が、退職日までに病気休暇・病気休職等を引き続き3日以上取得し、退職の日以後も引き続き病気やケガのために勤務できない場合で、任意継続組合員又は国民健康保険に加入した場合(家族等の被扶養者となった場合は対象外)

■ 支給金額

平成27年9月まで

「掛金の基礎となる **給料日額**※」 × $\frac{2}{3}$ × 1.25
(1円未満四捨五入)

※ **給料日額** = 給料月額(教職調整額・給料の調整額を含む) × $\frac{1}{22}$ (10円未満四捨五入)

平成27年10月以降

「**標準報酬の日額**」 × $\frac{2}{3}$

※平成27年10月以降の休職に対する給付額の算定基礎は標準報酬の日額となります。



■ 支給期間

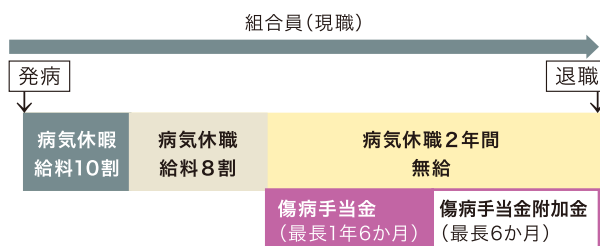
傷病手当金(法定給付)…………… 1年6か月の範囲内

傷病手当金附加金(附加給付)……… 法定給付支給終了後、6か月の範囲内

※ただし、退職した場合は附加金は支給されません

例1

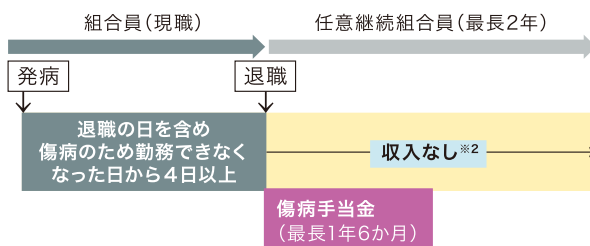
病気休暇(90日)、病気休職(有給1年、無給2年)を最長期間とった後、退職した場合※1



※1: 傷病手当金の算定方法の変更に伴い、10月以降は有給休職期間中から支給開始となるケースが生じる見込みです。(給付額の調整あり)

例2

傷病のため勤務できなくなった日から4日以上経過して有給期間中に退職し、退職後任意継続組合員となる場合



※2: 「収入なし」とは、病気や負傷のために仕事ができない場合をいいます。したがって、傷病が軽快し、仕事ができる状態であるにも関わらず、単に通職がない等により仕事をしないために収入がない場合は、傷病手当金は支給されません。傷病手当金は収入としてみなされるため、家族の被扶養者にはなれません。

■ 事前審査

傷病手当金の請求をする前に、所属所において必要書類を取りまとめて提出していただきます。

退職者の方も退職時の所属所を通して事前審査に必要な書類の提出を行っていただきます。

提出された書類を審査し、支給要件を充足していることを確認したうえで、請求手続等についてお知らせします。(福利厚生ハンドブック《平成25年3月発行》P64~65をご覧ください。)

請求に当たっては、所属所の担当者にご相談ください。

問合せ先 給付貸付課短期給付係 ☎ 03-5320-6827